

「外国人総合相談センター埼玉」への相談から  
Q.36) 来日時の子どもの年齢と日本での教育

在住外国人あるいはこれから日本に来ようとしている外国人の皆さんは、「日本での子どもの教育」の問題で、しばしば大きな壁にぶつかることでしょう。まず、日本の教育制度の関係で、学校に入るときの「子どもの年齢」が問題になります。

1) 義務教育と年齢主義：日本の教育制度では、その年の4月1日時点で満6歳に達している子どもが小学校に入学し、15歳までの9年間が義務教育になっています（\*6～12歳：小学校、12～15歳：中学校）。学年は4月に始まり3月に終わります。外国籍の子どもについては義務ではありませんが、希望すれば、地域の公立小学校や中学校に通うことができます。そして、学校によっては、日本語指導の支援が行われているところもあります。ただ、ほとんどの学校では、年齢に応じた学年に編入され、日本語能力や学力を考慮して下の学年に入れてもらうことは難しいのが現状です。よって、4月1日時点で16歳に達する子どもが日本の中学校に編入されることはありません。

2) 高等学校（高校）入学・編入：中学校を卒業した子どもは、希望により高校に進学することができます。ただ、高校は義務教育ではないので、必ずそれぞれの高校で実施される入学試験に合格しなければ進学できません。外国籍の子どもについては、日本の中学を卒業しているか、母国で中学校に相当する課程を修了しているか、同等の学力を有していると高校が認めない限り、高校を受験することもできません。よって、母国で高校を卒業していない外国籍の子どもが、親の仕事の都合や「呼び寄せ」（\*日本人と再婚した外国人妻が、外国人前夫との間の「実子」を日本に呼び寄せること。）などで来日した場合、日本の高校で教育を受けることは簡単ではありません。できれば高校を卒業してから来日することが理想ですが、どうしてもその年齢で来日しなければならない場合は、来日してから必死で「日本語の勉強」に取り組み、高校受験にチャレンジする必要があります。大多数を占める全日制高校では現役生（15歳）の受験がほとんどですが、定時制高校・通信制高校や高等専修学校などでは過年生（16歳以上）の受験も可能で、様々な年齢の人たちが一緒に勉強しています。あるいは、何年かかけて自力で勉強し、「高等学校卒業程度認定試験」に合格すれば、高校を卒業していなくても、18歳になれば大学を受験することは出来ます。最善の方法を探すためには、まずは下記にご相談ください。

「外国人総合相談センター埼玉」：TEL.048-833-3296  
月～金曜日 9:00 am～4:00 pm（祝日・12/29～1/3を除く）

选自埼玉外国人総合相談センターの咨  
问题36) 外国孩子来日本的时期和  
来日本后的教育问题

居住在日本或将要来日本的外国人，在子女受教育问题上，常常碰壁。首先，这是由于日本教育制度对入学时儿童的年龄是极为重视的缘故。

1) 义务教育和年龄主义 根据日本的教育制度规定，截至当年4月1日满6岁的儿童即可入小学读书。小学为6年制（6～12岁），初中为3年制（12～15岁），对日本国民而言，这9年是义务教育。新学年于每年的4月开始，下一年的3月结束。外国籍儿童虽然没有这个义务，但只要有这个要求，就可以进入地区的公立小学和初中就学。有的学校还进行日语补习指导，以帮助外国孩子学好日语。大部分的学校都安排外国孩子到相应年龄的年级插班。家长和儿女考虑到日语水平和学习成绩，提出要到下一个年级插班，学校也是难以做到的。因此，4月1日满16岁的孩子是无法到初三年级插班就学的。



2) 高中入学和插班

初中毕业后根据志愿可以进高中学习。但因为高中并非义务教育，所以不论就读哪所学校都必须参加入学考试。外国孩子能参加日本高中的入学考试的仅限于：1. 在日本的初中毕业 2. 在本国修完了相当于初中的课程 3. 或被高中承认具有相当于初中文化程度的人。为此，没有在本国高中毕业的外国孩子，或者因为父母的工作需要或者被母亲接来日本的人（\*指与日本人再婚的外籍妻子，把与前夫生的孩子接来日本的情况），要想在日本读高中不是件简单的事。能在自己国家上完高中再来日本是最理想的。但是，如果非在这个年纪来日本不可的话，来日本后要全力以赴拼命补日语，才能挑战高中升学考试。日本的高中大部分都是全日制的，参加全日制高中考试的学生几乎都是应届毕业生（15岁）。而定时制、函授教育高中和高等专修学校等可接受16岁以上的学生参加入学考试。在这些学校，不同年龄的学生在一起上课学习。或者是经过几年的刻苦自学，参加“高等学校卒業程度認定試験（高中毕业水平认定考试）”及格的前提下，即使没有高中毕业，满18岁就可以参加大学的入学考试。如果外国人士因孩子的教育问题感到困惑的时候，请先打电话到下述窗口咨询。



“埼玉外国人総合相談センター” 電話：048-833-3296  
星期一至星期五 上午9点～下午4点  
（法定节假日・12/29-1/3除外）